

(地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画)

門川町地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

平成29年度～平成33年度

門川町

目 次

第 1 章 計画の基本的事項	1
1 目的	1
2 基準年度及び計画期間	1
3 計画の対象範囲	1
4 対象とする温室効果ガス	1
第 2 章 二酸化炭素の排出状況及び削減に向けて	2
1 方針	2
2 基準年度の二酸化炭素排出量	3
3 削減目標	4
第 3 章 取組内容	5
1 職員共通の取組	5
2 町内公共施設等での取組	6
第 4 章 推進・点検体制及び進捗状況の公表	8
1 実行計画の推進体制	8
2 実行計画の進捗状況の調査及び点検	9
3 取組状況の公表	9

参考資料

- 1 施設等一覧

第1章 計画の基本的事項

1. 目的

門川町では、『地球温暖化対策の推進に関する法律』に基づき、庁内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取り組みを推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的に、「門川町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、取り組みを推進していきます。

地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条(抜粋)

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

2. 基準年度及び計画期間

各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較するための基準とする年度を平成27年度とし、計画期間を平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

計画達成の目標とする年度は、計画期間最終年度の平成33年度とします。

3. 計画の対象範囲

「門川町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の対象範囲は、門川町役場の全事業拠点の事務及び事業とします（参考資料参照）。

4. 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法の対象とする7つの温室効果ガス（二酸化炭素・メタン・一酸化炭素・ヒドロフルオロカーボン・パーフルオロカーボン・六ふっ化硫黄・三ふっ化窒素）のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）とし取組を推進していきます。

なお、次期計画策定時には、対象とする温室効果ガスを全種に拡充する予定です。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減に向けて

1. 方針

門川町では、二酸化炭素排出量を削減していくために、次の方針で取り組んでいきます。

基本理念

門川町は、海、河川、森林など自然に恵まれ、町民にとってかけがえのない財産となっております。

この恵まれた環境と自然豊かな郷土を将来の世代にも享受していくために、本町では、「門川町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、二酸化炭素の削減や省エネ・省資源を推進すると共に、環境法・条例等を順守します。

基本方針

1. 日常的な取組の推進

職員一人ひとりが事務事業の執行の中で、限りある資源を有効活用するため、二酸化炭素の削減や、省エネ・省資源に取り組み、環境法令順守に努めます。

2. 継続的な改善の実施

二酸化炭素の排出状況を適切に把握し、継続的な改善を行いながら、目標の達成に向けた取組みを推進していきます。

3. 取組の公表

二酸化炭素排出量の実態及び取組成果等を、町内外に広く公表し、町民・事業者への率先垂範となることを目指します。

平成29年3月31日 門川町長 安田 修

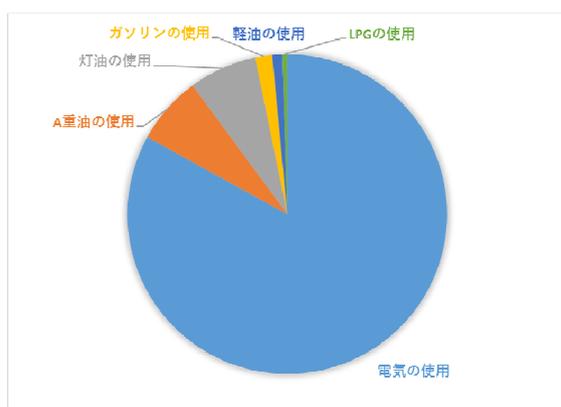
2. 基準年度の二酸化炭素排出量

門川町の事務・事業における基準年度（平成27年度）の二酸化炭素排出量は、2,597,420 kg-CO₂となっています。

● 基準年度（平成27年度）の二酸化炭素排出量（要因別）

項目	単位	使用量	排出係数	排出量 (kg-CO ₂)	割合 (%)	
燃料 使用 量	ガソリン	ℓ	19,233.5	2.322	44,654	1.72
	灯油	ℓ	71,644.2	2.489	178,357	6.87
	軽油	ℓ	7,576	2.585	19,584	0.75
	A重油	ℓ	66,180	2.710	179,323	6.90
	LPG	kg	174.5	2.999	523	0.02
電気使用量	kWh	3,724,279.6	0.584	2,174,979	83.74	
計				2,597,420	100.00	

● 要因別二酸化炭素排出量と割合



項目	排出量 (kg-CO ₂)	割合 (%)
電気の使用	2,174,979	83.74
A重油の使用	179,323	6.90
灯油の使用	178,357	6.87
ガソリンの使用	44,654	1.72
軽油の使用	19,584	0.75
LPGの使用	523	0.02

3. 削減目標

門川町は、計画期間中に、町役場等から出る二酸化炭素排出量を、平成 33 年度までに、5%削減することを目指します（平成 27 年度を基準とします）。

目 標	<p>門川町は、 <u>計画期間中の二酸化炭素総排出量を5%削減することを目指します。</u></p>
------------	--

項 目		単 位	基準年度排出量 (kg - CO ₂) 平成 27 年度	削減率 (%)	基準年度排出量 (kg - CO ₂) 平成 33 年度
燃 料 使 用 量	ガソリン	ℓ	44,654	5	42,421
	灯油	ℓ	178,357	5	169,439
	軽油	ℓ	19,584	5	18,605
	A 重油	ℓ	179,323	5	170,357
	LPG	kg	523	5	497
電気使用量		kWh	2,174,979	5	2,066,230
			2,597,420	5	2,467,549

第3章 取組内容

1. 職員共通の取組

本計画では、職員ひとり一人の環境配慮意識の向上が重要であり、行政サービス及び施設運営に影響のない範囲において、次に示す取組を励行することが重要です。

【日常業務に関する取組】

項目	取組内容
空調	・ 空調設定温度・湿度の適正化
	・ 使用されていない部屋の空調停止
	・ 換気運転時間の短縮等の換気運転の適正化
	・ 夜間等の外気取入れ
給排水・給湯	・ 冬季以外の給湯供給期間の短縮
照明	・ 照明を利用していない場所におけるこまめな消灯
	・ 照明を利用していない時間帯におけるこまめな消灯
事務機器	・ 使用しない時間帯における電源の遮断
公用車	・ エコドライブの推進

参考:環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」-業務部門における排出の抑制等

【省資源の推進】

項目	取組内容
用紙類	・ 両面コピー、裏面利用の徹底
	・ 資料の共有化や簡略化
	・ 庁内情報システムの有効利用
廃棄物 リサイクル	・ 職場のごみ箱の撤去。不用意なゴミの削減
	・ 排出ゴミの分別促進、資源化促進
	・ 割り箸・紙コップ使用自粛（マイカップ等利用促進）
	・ 封筒、ファイルなどの再利用促進
物品購入	・ プリンタのトナーカートリッジの回収とリサイクル推進
	・ グリーン購入の推進

参考:環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」-業務部門における排出の抑制等

2. 町内公共施設等での取組

庁舎や施設の設備機器の更新の際に、二酸化炭素排出量の少ない設備機器に買い替えることが最も大きな効果を発揮します。これまでも庁舎内のエコ給湯及び心の杜のペレットボイラー導入などを進めてまいりましたが、それだけでなく、当該設備機器の運用改善、運転制御や補修・回収工事の際の工夫でも、大きな効果を得ることができます。庁舎・施設管理職員等は次の取組みを推進します。

【施設等の保守・管理に関する取組】

項目	取組内容
熱源	・ 密閉式冷却塔熱交換器のスケール除去
	・ 冷却塔充てん剤の清掃
	・ 冷却水の適正な水質管理
空調	・ 温湿度センサー・コイル・フィルター等の清掃
照明	・ 照明器具の定期的な保守及び点検

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

【施設等の設備・機器の運用改善に関する取組】

項目	取組内容
熱源	・ 冷温水出口温度の適正化
	・ 熱源台数制御装置の運転発停順位の適正化
	・ 冷温水ポンプの冷温水流量の適正化
	・ 蓄熱システムの運転スケジュールの適正化
	・ 熱源機の運転圧力の適正化
	・ 熱源機の停止時間の電源遮断
	・ 熱源機のブロー量の適正化
	・ 燃焼設備の空気比の適正化
空調	・ ウォーミングアップ時の外気取入停止
	・ 空調機設備・熱源機の起動時刻の適正化
	・ 冷暖房の混合使用によるエネルギー損失の防止
	・ 除湿・再熱制御システムの再加熱運転の停止
給排水・給湯	・ 給排水ポンプの流量・圧力の適正化
	・ 給湯温度・循環水量の適正化
受変電	・ コンデンサーのこまめな投入及び遮断（力率改善）
	・ 変圧が不要な時期・時間帯における変圧器の停止
その他	・ 庁舎の新築や増改築、設備機器の補修改修時には、再生可能エネルギーの導入についても検討する。

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

【施設等の設備・機器の導入、更新に関する取組】

項目	取組内容
熱源	・ エネルギー消費効率の高い熱源機への更新
	・ 経年劣化等により効率が低下したポンプの更新
	・ ヒートポンプシステムの導入
	・ ポンプ台数制御システムの導入
	・ ポンプの可変流量制御システムの導入
	・ 熱源機の台数制御システムの導入
	・ 大温度差送風・送水システムの導入
	・ 配管・バルブ類又は継手類・フランジ等の断熱強化
空調	・ 空調対象範囲の細分化
	・ 可変風量制御方式の導入
	・ ファンへの省エネベルトの導入
	・ エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新
	・ 全熱交換器の導入
	・ スケジュール運転・断続運転制御システムの導入
受変電	・ エネルギー損失の少ない変圧器への更新
	・ デマンド制御の導入(ピーク電力の削減)
照明	・ 高周波点灯形(Hf)蛍光灯への更新
	・ 照明対象範囲の細分化
	・ 初期照度補正又は調光制御のできる照明装置への更新
	・ 人感センサーの導入
	・ 高効率ランプへの更新
	・ LED照明への更新
建物	・ 高断熱ガラスの導入

参考:環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」-業務部門における排出の抑制等

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 実行計画の推進体制

地球温暖化対策を推進するためには、全職員が日々の業務を遂行していく中で、常に省エネルギー化を意識し、行動する必要があります。

このため、本計画を実行するにあたり、各課等に実行計画推進担当者を1名以上配置し（各所属課長が選任）、各所属課等において本計画の取り組みを推進するとともに、実行計画担当課と協力して目的達成に向けた取り組みを進めていきます。

●各所属課長等の役割

- ・本計画の対象範囲である施設及び事務、事業の責任者であり、本計画に関する施策決定を行なうとともに、対応策等について各職場に適時指示を行います。
- ・実行計画推進担当者（1名以上）を選任します。
- ・本計画の内容等を課員等に伝達し、取り組みを推進します。

●実行計画推進担当者の役割

- ・各所属課等における本計画の実施状況を随時確認するとともに、使用エネルギー量を定期的に把握及び記録します。
- ・本計画の実施状況を実行計画担当課に半年に1回報告します。
- ・当該年度の使用エネルギー量を実行計画担当課に年1回報告します。

●実行計画担当課の役割

- ・実行計画の担当課は環境水道課（環境係）とします。
- ・計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

2. 実行計画の進捗状況の調査及び点検

実行計画担当課は、実行計画推進担当者から本計画の実施状況を半年に1度報告を受け、進捗状況を点検する。また、年に1度報告を受けるエネルギー使用量を集計し、基準年度との比較を行います。

この結果から、本計画に掲げる二酸化炭素排出量の削減目標について達成状況を確認し、必要に応じて、取組内容の改善や本計画の見直しを行います。

3. 取組状況の公表

本計画の進捗状況等については、広報及びホームページにより公表します。

參考資料

参考資料 施設等一覧

● 対象施設

役場庁舎	心の社	衛生センター
上納屋地区汚水処理施設	尾末東地区汚水処理施設	清掃工場
上水道浄水場	上井野簡易水道施設	大原簡易水道施設
共同調理場	五十鈴小学校	門川小学校
草川小学校	西門川小学校	門川中学校
西門川中学校	クリエイティブセンター	海浜公園
勤労者体育センター	中央公民館	町立図書館
武道館	文化会館	五十鈴農産加工センター
西門川活性化センター	子育て人づくりセンター	教育集会所
西門川児童館	平城保育所	

● 公用車：全車両